高齢者・障がい者

介護保険

問 高齢者支援課介護保険係 ☎938-0229

○介護保険料

問 介護保険係

65歳以上の方の場合（第1号被保険者）

保険料の決まり方

・保険料（年額）は個人単位で計算し、被保険者が納付義務者になります。
・保険料は、3年ごとに策定する「粕屋町介護保険事業計画」の中で、必要になると見込まれる介護サービスの総費用を算定し、決定されます。
・保険料は、負担能力に見合った保険料とするために、世帯の課税状況と被保険者本人の収入および所得により段階に応じて算定されます。

保険料の納付方法

○特別徴収…保険料は原則として年金から天引きです。
○普通徴収…年金受給額が年額18万円以下の方や年度途中に粕屋町の第1号被保険者になった方は、特別徴収になりません。納付書や口座振替で納めていただきます。特別徴収ができるようになると、自動的に切り替わります。

保険料を納めないでいると…

・1年以上滞納すると、介護にかかる費用をいったん全額自己負担していただき、後から保険給付分（9割）が支給されます。
・1年6か月以上滞納すると、全額自己負担された費用のうち、保険給付分も未納に充当されます。
・2年以上滞納すると、サービスを利用する時に、利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス等が受けられなくなります。

保険料が減免される場合があります。

災害にあったり、収入が著しく減少した（生活保護基準程度）方など、保険料の納付が困難となった時は、申請により保険料が減額される場合があります。

40歳から64歳までの方の場合（第2号被保険者）

医療保険に上乗せして一括で納めます。保険料の計算は加入している医療保険により異なります。

○介護サービス利用までの流れ

介護保険のサービスを利用するには、要介護または要支援の認定を受けることが必要です。

1. 要介護（要支援）認定申請
 ○受付…高齢者支援課窓口
 ○申請に必要なもの…介護保険被保険者証、マイナンバー確認書類、身元確認書類
 ○申請（代行）者…本人、家族、成年後見人、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設職員
 ※初めて申請される方は高齢者支援課内の地域包括支援センターにご相談ください。
2. 訪問調査（調査員が自宅や施設へ訪問）と主治医意見書依頼・入手（高齢者支援課がします。）
3. 粕屋町介護認定審査会での審査判定
 （2の結果をもとに、保健・医療・福祉の専門家が審査判定します。）
4. 認定結果通知
 非該当、要支援1・2、要介護1～5の結果通知書と被保険者証を送ります。
5. ケアプラン（介護サービス計画）作成
 ○要支援1・2…地域包括支援センターのケアマネジャー・保健師等が作成
 ○要介護1～5…在宅サービス／居宅介護支援事業者のケアマネジャーに依頼
 施設入所／直接施設に申し込み
6. 介護（予防）サービス利用開始

〈広告〉

在宅医療
機能強化型
在宅療養支援
診療所
医療法人
あおばクリニック
福岡市東区青葉3-1-6
☎092-663-2037
かかりつけ全ての患者様に
24時間
365日対応

〈広告〉

ふれ愛　いき愛　いかし愛
共に喜び　共に生きよう
社会福祉法人
信愛会
信愛会サイト
ホームページアドレス http://sasaguri.fk-sinaikai.or.jp
特別養護老人ホーム 篠栗荘 ※全個室 完備
篠栗町津波黒450-1
☎947-3480 FAX 947-3568
併設・ショートステイ事業
併設・篠栗荘ケアプランセンター



地域包括支援センター

問 高齢者支援課地域包括支援係　938-0229

地域包括支援センターは、ご高齢の方とご家族のための「困ったときに気軽に相談できる身近な相談窓口」です。高齢者のみなさんが安心して暮らしていくために、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となり支援を行っています。

場所は高齢者支援課内にあります。お気軽にご相談ください。

さまざまな相談ごと（総合相談）

どこに相談してよいか分からない心配ごとや悩みなどは、まずは地域包括支援センターにご相談ください。介護に関すること以外に、健康・医療・福祉・生活に関すること、認知症に関すること、高齢者の権利に関すること（成年後見制度の紹介、虐待防止と早期発見、消費者被害）など、ご高齢の方だけでなくそのご家族の相談にも対応しています。相談内容に応じて、適切な支援や関係機関につなぎます。

介護予防や健康づくり（介護予防ケアマネジメント）

要介護認定で要支援1・2と認定を受けた方や生活機能の低下がみられる方を対象に、適切なサービスを利用するための介護予防ケアプランをご本人やご家族と話し合い作成します。一人ひとりの生活にあった支援を考え、できるだけ自立した生活を続けられるようサポートします。

認知症の方やその家族を支える環境づくり

認知症の方やそのご家族、地域住民が気軽に集まることができる「かすやおしゃべりカフェ（認知症カフェ）」を実施しています。交流を楽しみながら日常生活で感じる悩みや不安などを共有しています。

また、認知症を正しく理解し、地域で温かく見守る応援者を育てる「認知症サポーター養成講座」の実施や、認知症の方やそのご家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置しており、相談や訪問などを実施し、必要な支援やサービスにつなげていきます。

安心して暮らせるための環境づくり（包括的・継続的ケアマネジメント）

介護や医療の必要な方が安心して生活できるよう、その人に合った支援を計画し、継続的に関わっていく「ケアマネジャー」への指導や支援を行っています。また、地域の介護や医療、福祉などの関係機関とのネットワークづくりを行い、チームとして総合的に高齢者のみなさんを支えます。

介護予防の取組について

問 高齢者支援課シニア応援係　938-0229

○★ゆうゆうサロン

町内の公民館等において、「かすや転ばん体操」やレクレーション等を通して、介護予防や生きがい・友達づくり、地域づくりを目指す事業です。

対象者

粕屋町在住の65歳以上の方

ただし、一人で来所可能な方、もしくは家族による送迎が可能な方で、身の回りのことが自分でできる方

＜ゆうゆうサロン実施公民館＞

月	火	水	木	金
上大隈公民会館	内橋三区公民館	原町公民館	花ヶ浦公民館	福祉センター
乙仲原西公民館	江辻山会館	若宮公民館	乙仲原東区公民館	長者原中区公民館
柚須文化センター	戸原区公民館	長戸区公民館	長者原下区公民館	江辻公民館
甲仲原公民館	サンライフ区公民館	大隈公民館	阿恵公民館	内橋一区公民館
	新町集会所（駕輿丁区）	長者原上区公民館	酒殿公民館	内橋二区公民館

○介護予防教室・講座

65歳以上の方を対象とした介護予防教室やどなたでも参加可能な介護予防に関する講座を実施します。

〈広告〉



★印の補助等については、今後、制度改正により内容が変わることがあります。

○地域の支え合いについて

粕屋町の高齢者を支えるボランティア「粕屋町サポーター（かすサポ）」の育成・支援を行い、地域の支え合い活動を推進します。

また、地域ケア会議や生活支援体制整備事業等の様々な事業を連動させることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域を目指します。

○★介護予防ポイント制度

高齢者自身の介護予防への取り組み（セルフケア活動）や高齢者を支えるボランティア活動を支援することを目的とした事業です。

対象となる活動に取り組むことでポイントを貯めることができ、貯めたポイントは、1ポイントにつき100円に換金することができます。

対象者

①自分のための介護予防活動（セルフケア活動）
満65歳以上で、要介護・要支援認定を受けていない粕屋町民の方

②粕屋町の高齢者を支える活動（ボランティア活動）
年齢制限はなく、要介護・要支援認定を受けていない粕屋町民の方

年間換金上限額 ①と②、それぞれ8,000円

高齢者支援サービス

問 高齢者支援課シニア応援係 ☎938-0229

○★在宅介護者ねぎらい手当支給事業

要介護高齢者等を在宅で常時介護している介護者に対して、その労をねぎらうために手当を支給します。

対象者 次のいずれにも該当する方

- ○要介護4、5と認定された高齢者等を同居で介護している方
- ○連続する4か月の合計日数のうち、その2分の1以上を同居で介護している方

手当額 4万円

○★配食サービス事業

見守りが必要な高齢者に対して自宅に配食サービスの提供とともに安否確認を行います。

対象者 65歳以上で次のいずれにも該当する方

- ○独居で生活しており、見守りが必要な方
- ○お弁当を必ず対面でお受け取りいただける方

補助額 1食につき250円（最大週3食まで）

○★緊急通報装置貸付事業

ひとり暮らしの高齢者が急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるように、緊急通報装置をレンタルします。

対象者 65歳以上で次のいずれにも該当する方

- ○見守りが必要と認められる独居の方
- ○疾患等により生命の危機を脅かす状態になりやすい方
- ○携帯電話がなく、緊急通報を行うことが困難な方

※ペンダント式通報装置を常時身に着けることができる方が対象となります。
※緊急通報装置の利用には別途電話回線が必要です。
※電話回線の種類によっては、利用できない場合があります。

利用者負担 なし

○★紙おむつ等給付事業

在宅生活において常時紙おむつ等を必要とする高齢者等に現物支給します。

対象者

要介護認定を受けた高齢者等で、次のいずれにも該当する方

- ○住民税非課税者
- ○要介護3～5の認定を受け、自宅にて在宅生活を送っている方
- ○要介護認定における認定調査票の「排尿」または「排便」の項目において、「一部介助」、「全介助」または「見守り等」に該当していること。

給付限度額

①住民税課税世帯：3,000円/月
②住民税非課税世帯：6,000円/月

○★認知症高齢者等捜してメール事業

認知症で行方不明になるおそれがある方の名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録しておき、万が一、行方不明になった際には、対象者に関するメールを協力機関等に配信し、早期の保護を目指します。

対象者 認知症等により行方不明になるおそれがある方

利用者負担 なし

○★認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

粕屋町が契約者となる個人賠償責任保険に加入することで、日常生活における偶然な事故で本人やご家族等が損害賠償責任を負った場合などに、保険金の支払いを受けることができます。

対象者 「認知症高齢者等捜してメール」に登録している方で、認知症であり行方不明になる恐れのある方

利用者負担 なし

○★加齢性難聴高齢者補聴器購入費助成事業

加齢による聴力低下により、他者とのコミュニケーションがとりにくい高齢者に、補聴器購入費の一部を助成します。

対象者 65歳以上で、次のいずれにも該当する方

- ○住民税非課税世帯に属する方
- ○耳鼻科の医師が、加齢による聴力低下により補聴器の使用を必要と認めている方

○身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けることができない方
○補装具費の支給対象とならない方
○過去に本事業による助成を受けていない方

助成額

補聴器1台の購入に要する費用の2分の1(※上限20,000円)
その他、条件がありますので事前にご相談ください。
※必ず購入前に申請が必要です。購入済みの補聴器については、助成対象外です。

障害福祉

問 福祉課 ☎938-0278

○手帳制度について

問 障がい支援係

申請後それぞれの障がいに応じた、下記3種の手帳が交付され、各種福祉サービス等を利用することもできます。
・申請から交付までには1～2か月かかります。
・住所・氏名の変更、手帳の破損・紛失、非該当や手帳が不要になった場合は、それぞれ手続きが必要です。

身体障害者手帳

肢体不自由、視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓などに障がいがある場合に認定される手帳です。

療育手帳

認定機関で知的障がいがあると判定された方に交付される手帳です。

精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいの状態にあることを認定する手帳です。

○各種福祉サービスについて

問 障がい支援係

障がいのある方や難病の方など、サポートを必要とする方に対し、必要な支援を提供するサービスです。
・障がいの種類や等級、状況に応じて利用できるサービスが異なります。詳細についてはお問い合わせください。
・★のサービスは障がい支援区分の認定が必要です。

補装具費(購入・修理・借受け)の支給	身体上の障がいを補うために必要な補装具の購入および修理等の費用の一部を助成します。
日常生活用具の給付	特殊寝台・入浴補助用具・ネブライザー・ストマ用装具等の生活用具や住宅改修費の一部を助成します。
児童発達支援、放課後等デイサービス等	療育が必要と認められる児童に対し、個々の状況や特性に応じ、発達支援の提供を受けることができます。
居宅介護★(ホームヘルプ)	ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、通院の介助等を行います。
重度訪問介護★	一定以上の障がいのある方で常に介護を必要とする方に、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の支援などを総合的に行います。
行動援護★	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
同行援護(★)	視覚障がいのある方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)や外出支援を行います。
短期入所★(ショートステイ)	介護者のレスパイトや自立的な生活に向けた練習のため、入所施設で短期間、夜間も含めた生活の介護・支援等を行います。
療養介護★	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
生活介護★	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労後の課題に対応するために、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適性等に合った選択を支援します。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場の提供と知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
施設入所支援★	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助(★)(グループホーム)	共同生活を行う住居で、日常生活の援助や介護、相談などの支援を行います。
移動支援	移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
日中一時支援★	介護者のレスパイトを目的とし、日中の活動の場を提供します。
訪問入浴サービス	重度の身体障がい者等が快適に入浴できるよう、訪問して入浴サービスを行います。
コミュニケーション支援	聴覚障がい者等とその他の者との意思疎通を図るために、手話通訳や要約筆記などを行う者の派遣を行います。

○日中活動について

問 障がい支援係

地域活動支援センター

障がい者の社会参加の促進のため、交流の場や日中過ごせる場所を提供します。
◆地域活動支援センター　かけはし
(連絡先)　志免町東公園台二丁目8番5号
☎519-4340
◆地域活動支援センター　ステップアップ
(連絡先)　粕屋町若宮一丁目1番17号　☎938-6702

○自立支援医療について

問 障がい支援係

身体障がいや精神疾患などの治療のために通院している方が、その障がい・症状の軽減、回復のために医療を受ける際に、申請により医療費の一部を補助する制度です。自己負担は原則1割で、世帯等の課税状況に応じた負担上限額があります。事前の申請が必要です。

精神通院医療

医師が継続的に通院による精神医療を必要とする程度の病状にあると判断した方に対して、指定の自立支援医療機関に支払う医療費を助成します。

更生医療

18歳以上の身体障がい者で、身体上の障がいを治療することで、障がいの進行を防いだり、障がいの軽減が可能である場合に指定の自立支援医療機関に支払う必要な医療費を助成します。

育成医療

18歳未満の身体障がい児で、身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待できるものに対して、指定の自立支援医療機関に支払う必要な医療費を助成します。

○各種手当等について

問 障がい支援係

※すべて事前の申請が必要です。

障がい者等社会参加促進補助事業

障がいのある方や難病の方の社会活動への参加促進と日常生活の利便性を高めるため、多方面で利用可能な交通系ICカード乗車券を交付します。

対象者

身体障害者手帳(1,2級に該当)、療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(等級は問いません)、特定医療費(指定難病)受給者証のいずれかを所持している方

配食サービス

在宅の障がい者等に対し、自宅にバランスのとれた食事を配達し利用者の安否確認を行います。

対象者

65歳未満の身体障害者手帳(1,2級に該当)、療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(等級は問いません)のいずれかを所持している方で、食事の調理が困難な方または定期的な見守りおよび安否確認が必要な方。

補助金額

1食あたり250円(補助回数に制限あり)

運転免許取得助成事業

道路交通法の規定に基づく欠格事由に該当しない障がい者を対象に、事前申請のうえ10万円を上限として運転免許の取得費を助成します。

対象者

身体障害者手帳(4級以上に該当)、療育手帳を所持している方

自動車改造費の助成

身体障がい者が運転する自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合、事前申請のうえ10万円を上限としてその改造費を助成します。

粕屋町障がい児放課後等対策事業(のびのびルーム)

障がい児等の保護者の就労支援や家族のレスパイトを目的とした預かりを行っています。利用には自己負担があります。

対象者

保護者の就労等により見守りする者がおらず、学童保育の対象にならない障がいのある小学生・中学生・高校生の方

◆問い合わせ　福祉センター　☎938-6844

障害児福祉手当

重度の障がいを有し、常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。支給には一部条件があります。

〈広告〉



特別障害者手当

重度の障がいを有し、常時の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。支給には一定の条件があります。

心身障害者扶養共済制度

心身障がい(児)者を扶養している方が加入者となり、一定の保険料を納めて、加入者が死亡または重度障がい者となった時に、心身障がい(児)者に年金を支給する制度です。加入者の世帯の収入状況によって掛金の補助があります。

小児・AYA世代(思春期および若年成人)がん患者の在宅療養生活支援

粕屋町では40歳未満のがん患者が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送れるよう、在宅サービスにかかる費用の一部を助成します。

医療的ケア児日常生活支援事業助成の実施

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションを利用する場合、健康保険法の適用対象外に限りその経費の一部を助成します。

ヘルプマークの配布

外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる『ヘルプマーク』を配布しています。

ふくおかまごころ駐車場制度

車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、安全かつ安心して駐車場を利用できるように支援する制度です。利用証の交付を受ける必要があります。

申請窓口 福岡県各保健福祉事務所

NET119緊急通報システム

聴覚や発語の障がいなどにより、音声での緊急通報(119番通報)が困難な方のために、スマートフォンや、携帯電話などを利用して、自宅や外出先から通報したり、自分の位置を伝えることができます。

◆問い合わせ　粕屋南部消防組合消防本部
☎935-1088

粕屋町内介護保険サービス事業所

問 高齢者支援課 ☎938-0229

提供サービス名	事業所名称	住所	電話番号
居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)	介護支援サービス　緑の里	酒殿三丁目22番1号	939-1321
	千鳥橋病院附属　粕屋診療所	大字仲原2531番地1	622-1890
	ケアプランサービスさくら	長者原西二丁目6番1号	939-6002
	粕屋町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	長者原東六丁目5番10号	938-6878
	青洲会　ケアサポート　S	長者原西三丁目13番1号	939-0761
訪問介護(ホームヘルプ)	ヘルパーステーションぬくもり	駕与丁一丁目7番1号	938-3063
	青洲の風　ヘルパーステーション　かよいちょう館	甲仲原一丁目19番19号	939-7802
	粕屋の杜ヘルパーステーション	大字仲原2906番地1	626-9006
	ヘルパーステーションふれんど	長者原西三丁目13番1号	939-0146
	ホームケア土屋粕屋	内橋西三丁目12番1-203号 カレンシーハイツ西村	050-3188-1125
訪問看護	スマイルケア　訪問看護ステーション　粕屋	大字大隈1055番地1	938-3776
	訪問看護ステーション　おおぞら	長者原西三丁目13番1号	939-2511
	訪問看護ステーションひとごころ	原町四丁目8番22号	519-0235
	えん訪問看護ステーション福岡粕屋町	長者原東四丁目3番20-304号 エバーライフ長者原	938-0788
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターぬくもり	原町二丁目2番2号	931-7585
	グラント粕屋デイサービスセンター	原町二丁目2番11号	410-8360
	青洲の風　デイサービスセンター かよいちょう館	甲仲原一丁目19番19号	939-7801
	デイサービスセンター緑の里	酒殿三丁目22番1号	939-3366
	デイサービス　スマイル	大字大隈1055番地1	931-3244
	ツクイ福岡粕屋	大字仲原1798番地1	623-1031

提供サービス名	事業所名称	住所	電話番号
通所介護（デイサービス）	粕屋の杜デイサービスセンター	大字仲原2906番地1	626-9006
	青洲会　セシリアデイサービスセンター	長者原西三丁目14番1号	938-0016
	福岡青洲会病院デイサービスセンター	長者原西三丁目15番7号	939-7605
訪問リハビリ	千鳥橋病院附属粕屋診療所	大字仲原2531番地1	622-1890
	福岡青洲会病院訪問リハビリステーション	長者原西四丁目11番8号	939-0010
	青洲の里訪問リハビリテーション	長者原西三丁目13番1号	090-5483-9476
通所リハビリテーション（デイケア）	ひまわりデイケアセンター	長者原東一丁目10番3号	938-1311
	医療法人芳生会　整形外科形成外科 よしだクリニック	大字仲原2539番地4	627-2225
	千鳥橋病院附属粕屋診療所	大字仲原2531番地1	622-1890
	福岡青洲会病院　通所リハビリセンター	長者原西四丁目11番8号 総合健康センター4階	939-0015
	青洲の里通所リハビリ	長者原西三丁目13番1号 青洲の里1F	939-0805
	さくらクリニック	長者原西二丁目6番1号	939-6002
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人保健施設　青洲の里	長者原西三丁目13番1号	939-0208
	特別養護老人ホーム緑の里	酒殿三丁目22番1号	939-3711
	緑の里ショートステイ　Kizuna	酒殿三丁目22番2号	939-3739
	青洲の里ショートステイハーモニー	長者原西三丁目13番1号	939-0208
	ショートステイ　グッドライフ粕屋	戸原東二丁目11番12号	410-7886
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	ユニット型特別養護老人ホーム緑の里	酒殿三丁目22番1号	939-3711
	特別養護老人ホーム　緑の里	酒殿三丁目22番1号	939-3711
	特別養護老人ホーム　グッドライフ粕屋	戸原東二丁目11番12号	410-7886
介護老人保健施設	介護老人保健施設　青洲の里	長者原西三丁目13番1号	939-0208
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	グループホーム　かすや	甲仲原一丁目20番23号	939-2251
	グループホーム　朝茶	長者原西二丁目6番50号	939-3454
	グループホーム　朝茶Ⅱ	長者原西二丁目7番16号	939-1736
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回サービス土屋粕屋	内橋西三丁目12番1-203号 カレンシーハイツ西村	050-3188-1125

令和8年4月1日時点の登録情報をもとに作成しています。



健康

予防接種

問 健康づくり課 ☎938-0258

※R8年度時点です。予防接種の最新の情報はホームページをご覧ください。
○接種場所…県内指定医療機関

※令和8年10月現在

○本人の希望で接種する定期接種

	予防接種の種類		接種回数	自己負担※1	接種対象者年齢等	接種時期
個別接種	季節性インフルエンザ		1回	あり	・65歳以上※2	毎年10月～3月
	新型コロナウイルス		1回	あり	・65歳以上※2	
	帯状疱疹	生ワクチン	1回	あり	・令和11年度までは、その年度内に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方が対象 ・令和12年度以降は65歳※2	通年
		組換えワクチン	2回	あり		
	高齢者肺炎球菌		1回	あり	・65歳※2	

※1　費用はお問い合わせください　※2　接種日時点の年齢(60～64歳の方は条件あり)

○助成がある任意予防接種(粕屋町独自)

予防接種の種類	助成回数	対象者	助成額
おたふくかぜ	1回	1歳から就学前の幼児	3,000円
風しん	1回	妊娠希望者もしくは妊娠希望者および妊婦の同居者で抗体価が不十分な方	5,000円
帯状疱疹	生ワクチン1回	50歳～60歳※接種日時点の年齢	5,000円
	組換えワクチン2回		10,000円

・支払った接種費用に対して一部助成するものです。
・申請方法など、詳細はホームページで確認または、健康づくり課へお問い合わせください。



健康づくり事業

問 健康づくり課 ☎938-0258

健康づくりや生活習慣病予防を目的として、地域住民に密着した様々な保健サービスを健康センターで実施しています。(詳細はお問い合わせください。)

生活習慣病予防のために年に一度は健診(検診)を受けましょう。

○特定健診・特定保健指導

対象 年度末に年齢が40歳以上の粕屋町国民健康保険加入の方

内容 身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、尿検査、医師診察など

➡健診会場・日程等は「広報かすや」または「粕屋町ホームページ」をご覧ください。

※社会保険等の被扶養者の特定健診も行っています。

○がん検診・その他の検診

対象 検診により対象となる性別、年齢が異なりますので、詳細は日程・会場等と合わせてお問い合わせください。

内容 胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん、結核レントゲン、子宮頸がん、乳がん、骨量、肝炎ウイルス、歯科など(項目によって受診できる年齢が決まっています。)

減免対象 住民税非課税世帯、生活保護世帯の方は無料

➡検診会場・日程等は「広報かすや」または「粕屋町ホームページ」をご覧ください。

○生活習慣病などに関する相談窓口

健康づくり課の保健師や管理栄養士が住民の方の健康相談に応じます。

月に1回、健康相談(血圧測定・尿検査)を実施しています。日程等は「広報かすや」または「粕屋町ホームページ」をご覧ください。

○“健康かすや21”事業

町民の皆さんが健康でいきいきと暮らせる「健やかで心豊かな町」をめざして、健康づくり活動を推進しています。地区の公民館で生活習慣病予防の出前講座なども実施しています。興味のある方はぜひお問い合わせください。

健康かすや21マスコット



太陽と粕屋町花のバラをイメージして
ゆたかくん



粕屋町名産ブロッコリーと町花コスモスをイメージして
こころちゃん

〈広告〉

保障と相談サポートで
あなたによりそう
がん保険
ミライト
アフラック生命保険
Aflac
岩間代理店
粕屋町仲原2924-1 TEL622-4727

暮らし・環境

上水道・下水道

問 上下水道課 ☎938-0239

○入居のときは

水道を新たにご使用(ご入居)の際は、5営業日前までに上下水道課へご連絡ください。電話やインターネットで手続きをすることができます。

○退去のときは

転出・転居で水を使わなくなるときは、料金の精算が必要になります。

水道の使用終了日の5営業日前までに上下水道課へご連絡ください。電話やインターネットで手続きをすることができます。

○井戸水をお使いのときは

井戸水と水道水を併用のご家庭、または井戸水のみを利用のご家庭は、居住人員も下水道使用料金算定にかかわってきます。(認定人員)

居住人員に変更があったときは、上下水道課へご連絡ください。

○上下水道料金のお支払いは便利な口座振替で

口座振替にすると

支払いの手間やわずらわしさ、支払い忘れが無くなります。

口座振替の手続き

口座振替にするには、次のいずれかの申込手続きが必要です。

※口座振替依頼ハガキでの手続き・・・必要事項を記入し、届出印を押印のうえポストに投函してください。(ゆうちょ銀行を除く)

※金融機関窓口での手続き・・・口座振替依頼書、預貯金通帳、通帳口座の届出印が必要です。

なお、口座振替依頼書は町内の各金融機関および役場に備え付けています。

※上下水道課窓口での手続き・・・キャッシュカードおよび暗証番号が必要です。(ただし、福岡県信用組合を除く)

取扱金融機関(本店および支店等)

福岡銀行／西日本シティ銀行／粕屋農協／福岡中央銀行／福岡県信用組合／飯塚信用金庫／遠賀信用金庫／ゆうちょ銀行

○よりおいしく飲むために

水道水は、安心して利用いただけるように、消毒のため一定量の塩素を注入しなければなりません。水道水に入っている塩素はわずかですが、このため塩素臭(カルキ臭)がすることがあります。ご家庭でよりおいしく水を飲むには、

・水を冷やす(冷蔵庫で冷やすことで「におい」を和らげられます)
・沸騰させる(カルキ臭をとばします)

などがあります。

また、浄水器を利用しているご家庭もあるかと思いますが、沸騰させたり、浄水器を通したりした場合は、塩素が抜けて雑菌が繁殖しやすくなっているので、長時間の保存はさけてください。

○受水槽の維持管理について

アパートなどの共同住宅で、2階建てまでの建物は水道管から蛇口まで直結しておりますが、3階建て以上の場合は水圧が不足するため、多くの物件でいったん受水槽に水を蓄えた後ポンプで各ご家庭に配水をしています。もし、3階建て以上の建物で、急に水が止まった、あるいは水に異常が出た場合、建物別室も同様でしたら受水槽またはポンプ等の故障等が考えられます。

その場合は、上下水道課にご連絡いただく前に、まず建物所有者か、建物管理者にご連絡をお願いします。

所有者、管理者の方へ

受水槽や高置水槽は、大切な飲み水を貯めておくところです。所有者または管理者の方は、安全・安心な水を供給するために、1年に1回は水槽の清掃や水質検査を行う必要があります。

〈広告〉







○工事・漏水

新規に水道を引き込むには

給水装置工事は、上下水道課の指定する給水装置工事事業者が行うこととなっており、上下水道課に対する工事申込みから検査までの手続きをお客様に代わって行います。

水道加入金や指定給水装置工事事業者等について、詳しくは上下水道課までお尋ねください。

道路側で水が漏れているときは

漏水場所(目標物)・状況・お名前・連絡先等を、早急に上下水道課にご連絡をお願いします。

宅内側で水が漏れているときは

給水設備はお客様の財産ですので、宅内側で漏水した場合は、修理費および水道代はお客様の負担となります。粕屋町指定給水工事事業者へ連絡し、修理を行ってください。

また、器具の故障や蛇口の閉め忘れなどの、水をたくさん使った心当たりがないのに、使用水量が急に増えた場合は漏水の可能性があります。

(家中の全部の蛇口をしっかり閉めてもメーター器のパイロット(銀色のこま)が回っていれば、どこかで水が漏れています。)

検針にご協力を

メーター検針は、毎月20日から24日頃検針員がお伺いします。メーターを検針することにより、お客様の使用水量を計り料金を算定するばかりでなく、気づかない水もれなどを発見することができます。

いつも見やすく、正しい検針ができるようにご協力をお願いします。

◎メーターボックスの中をきれいにしておくようご協力ください。
◎犬は放し飼いにせず、出入口やメーターから離れた場所につないでおいてください。
◎メーターボックスの上に物を置かないでください。
◎家の増改築などでメーターが床下や屋内になる場合は検針しやすい場所に移してください。

排水設備の工事をするときは

宅地内の排水設備の工事や、新規の水洗化工事などは、町が指定した排水設備工事店でなければ行うことができません。

排水設備指定工事店は、町が定めた施工基準に基づいて施工することはもとより、申込手続きなどの事務を代行いたしますので、工事をされる際は、粕屋町の排水設備指定工事店にお尋ねください。

工事店の一覧表は上下水道課窓口で配布しているほか、粕屋町ホームページでも確認できます。

排水設備がつまったときは

もし排水設備がつまった場合は、排水設備工事をした工事店等に連絡してください。

排水設備はお客様の財産ですので、宅内側でのつまりなどの修理費等はお客様の負担となります。

排水設備を傷めないよう、また、自然環境を守るためにも、下水道を正しく使いましょう。

台所のゴミは流さないようにしましょう。

生ゴミは、排水管がつまるもとです。

油や薬品は流さないようにしましょう。

料理の後の油も、流すと排水管の内側に固まり、つまる原因となります。

また、シンナー等の揮発性の高い危険物や薬品は流さないでください。環境汚染につながります。

水洗トイレには水に溶けないものは流さないようにしましょう。

水洗トイレや排水口に、おむつ、ウェットティッシュ、布きれなど異物を流さないでください。下水管がつまります。

また、トイレットペーパーでも、大量に流すとつまることがあります。

〈広告〉

水の困ったおまかせ下さい!
●上下水道設備工事
●給排水設備工事
●衛生設備工事
粕屋町上下水道指定工事店
有限会社
前田設備工業
粕屋町大字仲原 2960-4
TEL.092-621-9928

年中無休 24時間対応
水漏れ・つまり
水のトラブル
即解決!
水まわりのことならお任せください!
彩水道設備
株式会社
福岡市・糟屋郡 給水指定工事店
排水設備指定工事店
粕屋町甲仲原 2-6-25
TEL.092-710-8113

ビルメンテナンス・
清掃に関すること
ご相談ください
つまり・排水管洗浄
グリストラップ清掃・カメラ調査
貯水槽清掃
株式会社 三光社
営業所 粕屋町戸原西 3-1-25
TEL(092)939-2566
FAX(092)939-3461

○上下水道料金の早見表

家庭用　口径13㎜の場合　　(消費税を含む)

使用量	上水道料金 下水道料金	合計	使用量	上水道料金 下水道料金	合計	使用量	上水道料金 下水道料金	合計	使用量	上水道料金 下水道料金	合計
5㎥まで	1,370 1,210	2,580	32	7,070 5,100	12,170	59	16,280 12,030	28,310	86	26,670 19,750	46,420
6	1,440 1,210	2,650	33	7,390 5,340	12,730	60	16,660 12,320	28,980	87	27,060 20,040	47,100
7	1,500 1,210	2,710	34	7,710 5,580	13,290	61	17,050 12,600	29,650	88	27,440 20,320	47,760
8	1,570 1,210	2,780	35	8,030 5,830	13,860	62	17,430 12,890	30,320	89	27,830 20,610	48,440
9	1,630 1,210	2,840	36	8,340 6,070	14,410	63	17,820 13,170	30,990	90	28,210 20,900	49,110
10	1,700 1,210	2,910	37	8,660 6,310	14,970	64	18,200 13,460	31,660	91	28,600 21,180	49,780
11	1,880 1,350	3,230	38	8,980 6,550	15,530	65	18,590 13,750	32,340	92	28,980 21,470	50,450
12	2,050 1,490	3,540	39	9,300 6,790	16,090	66	18,970 14,030	33,000	93	29,370 21,750	51,120
13	2,230 1,630	3,860	40	9,620 7,040	16,660	67	19,360 14,320	33,680	94	29,750 22,040	51,790
14	2,400 1,780	4,180	41	9,940 7,280	17,220	68	19,740 14,600	34,340	95	30,140 22,330	52,470
15	2,580 1,920	4,500	42	10,260 7,520	17,780	69	20,130 14,890	35,020	96	30,520 22,610	53,130
16	2,800 2,090	4,890	43	10,580 7,760	18,340	70	20,510 15,180	35,690	97	30,910 22,900	53,810
17	3,020 2,250	5,270	44	10,900 8,000	18,900	71	20,900 15,460	36,360	98	31,290 23,180	54,470
18	3,240 2,420	5,660	45	11,220 8,250	19,470	72	21,280 15,750	37,030	99	31,680 23,470	55,150
19	3,460 2,580	6,040	46	11,530 8,490	20,020	73	21,670 16,030	37,700	100	32,060 23,760	55,820
20	3,680 2,750	6,430	47	11,850 8,730	20,580	74	22,050 16,320	38,370	110	36,460 26,620	63,080
21	3,960 2,930	6,890	48	12,170 8,970	21,140	75	22,440 16,610	39,050	120	40,860 29,480	70,340
22	4,230 3,120	7,350	49	12,490 9,210	21,700	76	22,820 16,890	39,710	130	45,260 32,340	77,600
23	4,510 3,310	7,820	50	12,810 9,460	22,270	77	23,210 17,180	40,390	140	49,660 35,200	84,860
24	4,780 3,490	8,270	51	13,200 9,740	22,940	78	23,590 17,460	41,050	150	54,060 38,060	92,120
25	5,060 3,680	8,740	52	13,580 10,030	23,610	79	23,980 17,750	41,730	160	58,460 40,920	99,380
26	5,330 3,870	9,200	53	13,970 10,310	24,280	80	24,360 18,040	42,400	170	62,860 43,780	106,640
27	5,610 4,050	9,660	54	14,350 10,600	24,950	81	24,750 18,320	43,070	180	67,260 46,640	113,900
28	5,880 4,240	10,120	55	14,740 10,890	25,630	82	25,130 18,610	43,740	190	71,660 49,500	121,160
29	6,160 4,430	10,590	56	15,120 11,170	26,290	83	25,520 18,890	44,410	200	76,060 52,360	128,420
30	6,430 4,620	11,050	57	15,510 11,460	26,970	84	25,900 19,180	45,080	250	98,060 68,860	166,920
31	6,750 4,860	11,610	58	15,890 11,740	27,630	85	26,290 19,470	45,760	500	208,060 151,360	359,420

ごみの出し方

問 道路環境整備課 ☎938-0198

○可燃ごみ

台所ごみ



野菜くず、残飯、
お茶がら、卵のから、
貝殻、生ごみ　など

プラスチック類



サラダ油・マヨネーズ・
シャンプーの容器、
発泡スチロール、トレイ、
ビニール製品　など

皮革類



ハンドバッグ・カバン、
靴、財布　など

ゴム類



長靴、ゴム手袋、
ゴムホース　など

紙くず 布くず 木くず類



紙箱、はぎれ、かまぼこ板　など

その他



紙おむつ、タバコの吸い殻、草、枯葉、
アルミホイル、ペット用の砂、
携帯カイロ、アイスノン　など



※新聞、雑誌、チラシ、ダンボール、衣類は役場の裏
または地域のリサイクルボックスへご持参ください。
役場裏では、食用油の回収も行っています。

燃えるごみを出すときの注意

- 台所ごみは、十分に**水切り**をしてください。
- 紙おむつは、汚物を取り除いてください。
- 食用油は紙、布などに**しみこませる**か、**凝固剤**で固めてください。
- 長いものは**60センチ未満**に切ってください。
- 金属類は必ずはずしてください。
- 金属がはずれないものは、**燃えないごみ**で出してください。

○燃えないごみ

ガラス類



コップ、板ガラス、皿、耐熱ガラス、
化粧びん、薬びん、油のびん　など

金属類



やかん、鍋、フライパン、海苔・
お菓子・ミルク等の大きな缶　など

陶磁器類



茶碗、皿、花瓶、植木鉢、
急須、湯のみ　など

その他



傘、使い捨てライター、
DVD、時計、電気コード　など

小型家電製品



※パソコン・小型家電を自宅から宅配便で発送し、リサイクルすることができます。インターネット、電話での申し込みが可能です。詳細は粕屋町ホームページをご確認ください。

「**乾電池**」については、下記の乾電池回収箱に入れてください。
役場1階ロビー・役場裏リサイクル置場前・各行政区の公民館
（柚須区の場合は柚須ふれあい会館、乙仲原西区の場合は公民館西隣駐車場）
・健康センター・粕屋フォーラム・小中学校・サンレイクかすや・福祉センター
※リチウムイオン電池の廃棄については、粕屋町ホームページ等をご確認ください。

燃えないごみを出すときの注意

- 使い捨てライターは中身を使い切ってから出してください。
- 刃物やガラスは厚い紙で包み「**キケン**」と表示し、指定袋にいれてください。
- 容器は中身をすべて取り出してから出してください。
- 指定袋に入らないものは粗大ごみとして出してください。

〈広告〉





○缶・びん

スチール缶・アルミ缶

- ジュース、ビールなどの飲物の缶
- 油、調味料、缶詰、ペットフードの缶

スチール　アルミ



ガラスびん

- ジュース、ビール、日本酒、ワイン、ウイスキーなどの飲み物のびん
- 調味料、ジャムなど食べ物のびん



スプレー缶　カセットボンベ

■中身を使いきり、穴はあけず、指定袋には入れずに、透明または半透明の袋に入れて缶・びんを捨てる日に出してください。（コンビニやスーパー等のレジ袋で大丈夫です。）

※空缶・空びん収集日に集積場所に分けて置いてください。

蛍光灯　蛍光管　電球類

■指定袋に入れないで、購入時の箱ケース等に入れて出してください。または新聞紙等で包んで割れないように出してください。

※空缶・空びん収集日に集積場所に分けて置いてください。



缶・びんを出すときの注意

- 缶とびんは中身を全て出して、水洗いし、乾かしてください。
- 耐熱ガラス、コップ、板ガラス、化粧びんは**燃えないごみ**に出してください。
- のりやミルク缶などの大きな缶は**燃えないごみ**に出してください。

○ペットボトル

○出せる物



PET

PETマークがついた飲料・酒類・調味料などのペットボトル

×出せない物（可燃ごみに出してください。）



PETマークがついていないもの

- 油、非食品（洗剤・化粧品・医療品）のボトル
- 塩ビボトル、プラスチック素材のもの

ペットボトルの出し方



①ふた（キャップ）をはずしてください。



②外側のラベルをはがしてください。



③中身は全部出して、すすいでください。（腐敗、悪臭防止）

注意

- ラベルとふたは可燃ごみです。

〈広告〉

町をきれいに



一般廃棄物処理業

産業廃棄物処理業

ISO 14001 認証取得

粕屋町委託

有限会社 福澤商会

糟屋郡粕屋町大隈164-1

TEL 092-938-1840

粕屋町ごみ袋一覧



可燃ごみ指定袋

透明の指定ごみ袋で出してください
収集日の夕方から午後9時までに出してください

大　(650mm×800mm)　45リットル　550円
小　(500mm×650mm)　25リットル　350円
特小　(450mm×400mm)　13リットル　200円



燃えないごみ指定袋

黄色の指定ごみ袋で出してください
収集日の午後9時までに決められた置場に出してください

大　(650mm×800mm)　45リットル　150円
小　(500mm×650mm)　25リットル　100円



空缶・空びん指定袋

桃色の指定ごみ袋で出してください
収集日の午前9時までに決められた置場に出してください

大　(650mm×800mm)　45リットル　150円
小　(500mm×650mm)　25リットル　100円



ペットボトル指定袋

緑色の指定ごみ袋で出してください
収集日の午後9時までに決められた置場に出してください

大　(650mm×800mm)　45リットル　150円
小　(500mm×650mm)　5リットル　100円

○粗大ごみの捨て方

粗大ごみとは

家庭用の耐久財（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機を除く）で、町の指定ごみ袋に入らない大きさの物や袋に入れて持ち上げると袋が破れるような重い物です。

ごみ処理場（クリーンパークわかすぎ）に直接搬入する方法

①役場道路環境整備課の窓口において、クリーンパークへの直接搬入の申請手続きを行ってください。
手続き後、許可証を発行いたします。
申請時に町民と確認できるもの（免許証等）を持参してください。
※申請書には持ち込むごみの内容と搬入する日を記入する必要があります。
※許可証の発行は、平日（8時30分から17時まで）は役場道路環境整備課。土曜日、日曜日、祝日（8時30分から17時まで）は役場裏の警備員室で許可証を発行します。
②許可証を持参して、クリーンパークにごみを搬入してください。
ごみの重さ10kgにつき100円で、ごみを処理いたします。
※10kg単位未満については10kgとみなします。
※粗大ごみ以外の小型のごみにつきましても、クリーンパークに搬入できます。



クリーンパークわかすぎ
場　　所：篠栗町大字若杉779番地18　947-5304
搬入日時：月曜日から金曜日（祝日は除く）午前9時から午後4時まで
毎月2・4回目の日曜日9:00～16:00まで
（2回目の日曜日を除くお盆および年末年始は休業）

業者に収集を依頼する方法

①回収業者（中村産業938-3395または福澤商会938-1840）に電話して、粗大ごみの品目・大きさ・量を伝えます。
②回収業者より、粗大ごみシールの枚数・収集日時・収集場所・受付番号をお知らせします。
粗大ごみシールについては町内のコンビニやスーパー等の販売店で購入してください。
（※販売店は町ホームページのごみ袋販売店一覧をご参照ください。）
③粗大ごみシールに受付番号等を記入の上、指定された枚数を粗大ごみに貼って、指定時間・場所に出してください。

粗大ごみシール1枚の品目



容量および質量が標準的なもの（1辺の長さが1m以下のもので、かつ20kg以下のもの）
●1辺の長さが1m以下のオーディオラック、カラーボックス、下駄箱、サイドボード、タンス、机、テーブル、ロッカー、本棚、食器棚等
●換気扇、照明器具、食器洗い機、食器乾燥機、ステレオセット（ミニコンポ）、ストーブ、スピーカー、扇風機、電気こたつ、掃除機、電子レンジ、ビデオデッキ、ミシン（卓上式）、湯沸かし器、ワープロ、いす、ふとん、ブラインド、物干し竿、スキーセット、ゴルフセット、サーフボード、テレビ台、自転車、ウィンドファン、スーツケース、ギター、三輪車、カーペット（4畳半以下）

粗大ごみシール2枚の品目



上記以外のもの
●1辺の長さが1mを越えるオーディオラック、カラーボックス、下駄箱、サイドボード、タンス、机、テーブル、ロッカー、本棚、食器棚等
●鏡台、サイクリングマシーン、ランニングマシーン、ミシン（卓上式以外）、ベッド、応接いす（2人がけ以上）、カーペット（4畳半を越えるもの）、ステレオセット（ミニコンポ以外）等

粗大ごみシール1枚　500円



町で受けられない禁止ごみ

次のごみは処理できません
テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン・車・スクーター・バイク・タイヤ・自動車シート・耐火金庫・消火器・仏壇・ピアノ・断熱材（石綿含有）・ボイラー・バッテリー・製氷機・ボーリングの玉・太陽光パネル・太陽熱温水器・電気温水器・汚泥・剪定ごみ・医療関係廃棄物（注射器・薬品等）

○粕屋町ごみ袋販売店一覧

行政区	販売店舗名	家庭用ごみ袋	業務用ごみ袋	粗大ごみシール
大隈	ファミリーマート粕屋門松店	○	×	○
	ドラッグストアモリ篠栗店	○	×	×
	コスモス篠栗店(篠栗町)	○	×	○
	トライアルスマート アクロスプラザ篠栗店(篠栗町)	○	×	×
	マックスバリュ篠栗店(篠栗町)	○	×	×
江辻	ドラッグ新生堂土井店	○	×	×
	ミニストップ福岡土井2丁目店	○	×	×
戸原	Yショップツインズ	○	○	○
長者原(上・中・下)	㈱倉田	○	○	×
	コスモス長者原店	○	×	×
	ザ・ビッグ粕屋店	○	○	○
	地酒とわいんの蔵くどう	×	○	×
	ダイキョーバリュー長者原店	○	○	○
	くすりのコーエイ	○	○	×
	光酒造	×	○	×
	藤倉酒店	○	○	○
	ローソン長者原店	○	○	○
	ローソン福岡魁誠高校前店	○	○	○
内橋(1・2・3)サンライフ	セブンイレブン粕屋内橋店	○	○	○
	セブンイレブン粕屋内橋北店	○	○	○
	ファミリーマート内橋店	○	○	○
酒殿	セブンイレブン粕屋丸の内店	○	×	×
	イオン福岡店	○	×	○
	ココカラファイン イオンモール福岡店	○	×	×
	エフコープかすや店	○	×	○
	コスモス酒殿店	○	×	×
	Aコープ須恵店(須恵町)	○	×	×
	トライアル須恵店(須恵町)	○	×	×
	グッデイ志免店(志免町)	○	×	×

行政区	販売店舗名	家庭用ごみ袋	業務用ごみ袋	粗大ごみシール
駕与丁	デイリーヤマザキ駕与丁店	○	○	○
甲仲原	スーパーさかや・チャベル	○	○	×
	コスモス南里店(志免町)	○	×	○
乙仲原西	セブンイレブン粕屋仲原店	○	○	○
	トライアル粕屋店	○	×	○
	ミスターマックス粕屋店	○	○	○
	レオメディカル	○	×	×
	ローソン粕屋口ノ坪店	○	○	○
	セブンイレブン 志免御手洗1丁目店(志免町)	○	×	○
	スーパービバホーム 福岡東店(志免町)	○	○	○
	イオン福岡東店(志免町)	○	○	○
	コスモス福岡空港東店(志免町)	○	×	○
	トライアル福岡空港店(志免町)	○	×	○
乙仲原東	セブンイレブン 粕屋仲原３丁目店	○	×	○
若宮	㈱日田屋	○	×	×
	西友サニー原町店	○	×	○
	セブンイレブン粕屋原町駅前店	○	×	○
	セブンイレブン粕屋若宮 1丁目店	○	×	○
	ふじ薬局	○	○	○
原町	小柳商店	○	○	○
柚須	コスモス柚須店	○	×	○
	セブンイレブン 粕屋仲原郵便局前店	○	○	○
	セブンイレブン粕屋柚須駅前店	○	○	○
	山下商店	○	○	○
	ローソン粕屋柚須店	○	○	○
許可業者	㈲中村産業	×	○	○
	㈲福澤商会	×	○	×

※事業系一般廃棄物は、町許可業者へ収集依頼の上、上記販売店で事業用ごみ指定袋を購入し排出してください。
※販売店は新規開店または閉店などにより変更となることがあります。

○地区別　ごみ収集日一覧表

行政区	地域	収集日			し尿	備考
		可燃ごみ	空缶・空びん	燃えないごみ ペットボトル	収集業者	
大隈	全域	日・水	2・4回目の火曜日	1・3回目の火曜日	粕屋清掃	○燃えないごみは「燃えないごみ指定袋」に入れて収集日の**午後9時まで**に決められた置場に出してください。 ○ペットボトルは「ペットボトル指定袋」に入れて収集日の**午前9時まで**に決められた置場に出してください。 ○空缶・空びんは「空缶・空びん指定袋」に入れて収集日の**午前9時まで**に決められた置場に出してください。 ○可燃ごみは「可燃ごみ指定袋」に入れて収集日の夕方から**午後9時まで**に出してください。
上大隈	全域	日・水	2・4回目の金曜日	1・3回目の金曜日	粕屋清掃	
江辻	全域	日・水	2・4回目の金曜日	1・3回目の金曜日	粕屋清掃	
戸原	薬師、東、南、南二、堀の内一・二	月・木	1・3回目の月曜日	2・4回目の月曜日	粕屋清掃	
	駅前、草場、南三・五	日・水	2・4回目の金曜日	2・4回目の木曜日	粕屋清掃	
	野間、南六	日・水	2・4回目の金曜日	2・4回目の木曜日	三光社	
	戸原	火・金	2・4回目の金曜日	2・4回目の木曜日	三光社	
	広田	火・金	2・4回目の金曜日	1・3回目の月曜日	三光社	
長者原上	葛葉東・西	日・水	1・3回目の金曜日	2・4回目の金曜日	粕屋清掃	
	その他の組合	月・木	1・3回目の金曜日	2・4回目の金曜日	粕屋清掃	
長者原中	全域	月・木	1・3回目の金曜日	2・4回目の金曜日	粕屋清掃	
長者原下	全域	月・木	2・4回目の火曜日	2・4回目の木曜日	三光社	
内橋一	全域	火・金	2・4回目の月曜日	1・3回目の木曜日	三光社	
内橋二	全域	火・金	1・3回目の金曜日	1・3回目の木曜日	三光社	
内橋三	全域	火・金	1・3回目の月曜日	1・3回目の木曜日	三光社	
朝日	全域	日・水	2・4回目の火曜日	1・3回目の火曜日	粕屋清掃	
長戸	全域	月・木	1・3回目の月曜日	2・4回目の月曜日	粕屋清掃	
多の津	全域	火・金	2・4回目の月曜日	1・3回目の木曜日		
酒殿	全域	火・金	1・3回目の火曜日	2・4回目の火曜日	福岡衛生	
甲仲原	十原	火・金	1・3回目の木曜日	2・4回目の木曜日	福岡衛生	
	その他の組合	火・金	1・3回目の木曜日	2・4回目の木曜日	三光社	
駕与丁	全域	火・金	1・3回目の火曜日	2・4回目の火曜日	福岡衛生	
花ヶ浦	全域	火・金	2・4回目の木曜日	1・3回目の木曜日	福岡衛生	
乙仲原東	全域	日・水	1・3回目の火曜日	2・4回目の月曜日	三光社	
乙仲原西	日守	火・金	2・4回目の木曜日	2・4回目の月曜日	三光社	
	その他の組合	日・水	2・4回目の木曜日	2・4回目の月曜日	三光社	
若宮	7組 8組(集合住宅)のみ	月・木	2・4回目の火曜日	2・4回目の木曜日	粕屋清掃	
	その他の組合、8(集合住宅以外)	月・木	2・4回目の月曜日	1・3回目の月曜日	粕屋清掃	
原町	全域	月・木	1・3回目の木曜日	2・4回目の木曜日	粕屋清掃	
阿恵	全域	火・金	2・4回目の月曜日	1・3回目の月曜日	三光社	
柚須	東の1・2・3、西の2・3、堅町の1・2・3・4・5、駅前1・2・3・4	日・水	1・3回目の日曜日の翌日	1・3回目の日曜日の翌日	三光社	
	その他の組合	火・金	1・3回目の日曜日の翌日	1・3回目の日曜日の翌日	三光社	
サンライフ	全域	火・金	2・4回目の金曜日	1・3回目の月曜日		

・お盆8月13日から8月15日と年末年始12月31日から1月3日は、ごみ収集は休業します。
・ごみ収集の休みや、清掃に関する行事などは、「広報かすや」などでお知らせしています。
・地区別ごみ収集日一覧に収集日は掲載していますが、**行政区または組合によっては、空缶、空びん、燃えないごみ、ペットボトルの搬入日時を独自に決めている場合があります。**詳しくは役場道路環境整備課または行政区長、組合長へお問い合わせください。

○テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機を処分したい時

テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法に基づき、粗大ごみとして出すことはできません。

【家電リサイクル法(特定家庭用機器再生商品化法)平成13年4月1日施行】

家電リサイクル法対象家電品(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)の処分方法



○引き取ってもらう場合

①同じ種類の製品を買い換えようとしている家電小売店に引き取ってもらってください。
②処分したい製品をお買い上げになった家電小売店に引き取ってもらってください。
③上記の①②に該当しないときは、お近くの家電小売店にお問い合わせください。

※引き取りの場合、消費者が負担する料金は、「小売店の収集・運搬金」+「メーカーリサイクル料金」です。料金は小売店またはメーカーにご確認ください

○自宅回収してもらう場合

①右記のWEBサイト、または電話にてお申し込みください。
・SGムービング株式会社
電話番号:☎0570-056-006(受付時間:10:00～17:00)
②ご希望の日時に、ご自宅から回収します。
※回収品目・サイズに応じ、リサイクル料金と収集運搬料が必要です。詳細はお申し込みの際、お問い合わせください。

○個人で指定引取場所へ持ち込む場合

①郵便局で家電リサイクル料金を支払うと、家電リサイクル券が発行されます。
②家電リサイクル券を持って、下記の引取場所へ持ち込んでください。
③一部のメーカーについては、料金が異なる場合がありますので、詳細は、一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(☎0120-319640)にお問い合わせください。
④指定取引場所

久留米運送㈱福岡支店	粕屋町大字仲原2675	☎611-2151
西鉄運輸㈱福岡支店	志免町別府北1丁目2-8	☎626-8622

○家庭用パソコンを処分したい時

家庭で不要となったパソコンは、資源有効利用促進法(PCリサイクル)により、平成15年10月1日からパソコンメーカーによって回収・リサイクルされ、資源として再利用されることになりました。

"PCリサイクル"の対象となる機器は、次の通りです。



●ご購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)も一緒に回収します。
マニュアル、CD-ROM・DVD-ROM・FDなどの記憶媒体は含みません。
●プリンタ等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA(携帯情報端末)は対象となりません。

パソコン処理の手順

①パソコンメーカーに直接、お申し込みください。
回収するメーカーがない使用済みパソコンは、「パソコン3R推進協会」にお申し込みください。
②平成15年9月30日以前に購入した「PCリサイクルマーク」が貼られていないパソコンの場合は、「回収再資源化料金」の支払いが必要となり、最初にその振込用紙が送付されます。(PCリサイクルマークが貼られている場合は不要)
③各メーカーから「ゆうパック伝票」が郵送されます。(回収再資源化料金の支払いが必要な場合、払込み確認後に郵送。)
④所有者がパソコンを梱包し、ゆうパックラベルを貼り付け、最寄りの郵便局(簡易郵便局を除く全ての郵便局)に持ち込むか、戸口集荷を依頼します。(郵便料は回収再資源化料金に含みます)

PC リサイクル

回収するメーカーがないパソコンについて

自分で組み立てた自作パソコン、倒産したメーカー・輸入販売会社のパソコン等の回収するメーカーがないパソコンは、「パソコン3R推進協会」が回収・リサイクルの受付窓口になります。

パソコン3R推進協会の受付窓口

☎03-5282-7685　FAX03-3233-6091

小型家電のリサイクル回収について

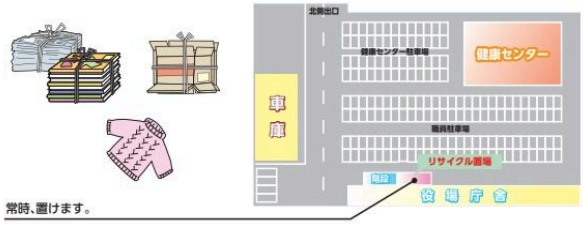
パソコンを含む小型家電をご自宅から宅配便で発送し、リサイクルすることができます。
インターネット、電話での申し込みが可能です。
認定事業者へのお申込み **リネットジャパンリサイクル**
URL.https://www.renet.jp　☎0570-085-800(受付時間:10:00～17:00)

○粕屋町役場リサイクル置場

粕屋町では役場庁舎裏にリサイクル置場を設置し、**段ボール・新聞・雑誌・衣類・食用油**を回収しています。
町民の方でしたらどなたでもいつでも自由に置くことができます。
なお、リサイクル置場をご利用の際には、以下の点に注意していただきますようお願いいたします。

ご利用時の注意点

○布団、毛布、クッション、カーペット等は出すことができません。
○段ボールの中身(発泡スチロールなどの緩衝材)は出すことができません。
○段ボール、新聞、雑誌、衣類以外のものは絶対に出さないでください。
○食用油は、固形物を取り除き、すすいで乾かしたペットボトル等に入れて出してください。
※お菓子などの紙箱やティッシュの箱については、紙類として雑誌の置き場に出すことができます。



○古紙類等のリサイクル推進に伴う活動資金援助について

この制度は、粕屋町内の古紙、古布を団体等で回収し、古紙回収業者に売却すれば、町が奨励金を支給する制度です。(古紙類の集団回収奨励金制度)

目的

●古紙類を利用することによりごみの減量化につながります　●環境問題への意識の養成
●サークル、団体等の活動資金補助

対象となる団体

町内のサークル、団体等

活動資金支給額(奨励金)

古紙回収業者に売却した量、**1kgあたり8円**

申請方法

奨励金交付申請書(道路環境整備課にあります)に買上商店の証明をもらい、道路環境整備課に提出します。

奨励金の対象となる品物

●古紙(新聞紙・雑誌・ダンボール・チラシ等)　●古着類



○し尿のくみとり

くみとりは申し込みが必要です。し尿収集業者へ申し込んでください。
(区域により業者が指定されていますので、役場へおたずねください。)
し尿収集業者(浄化槽清掃を含む)は次の3業者です。

・福岡衛生工業㈱　☎963-4423
・㈲粕屋清掃センター(西日本環境整備㈱)　☎947-0349
・㈱三光社　☎939-2566

し尿料金について(税込)

●人頭制
普通便槽　561円/1人月額　　改良便槽　663円/1人月額
●従量制
280円/18リットル

こんなときは必ずし尿収集業者へ連絡してください

①転居による解約
②人数変更(人頭制の場合)
③水洗便所に切り替えて、くみとりが不必要になったとき
④改築などにより便槽の種類を変更したとき

〈広告〉



○せん定ごみの自己搬入・破砕発酵物・薪の配布について

せん定ごみの自己搬入

粕屋町環境美化集積所(せん定ごみ受入所)にて無料で受け入れをしています。

搬入時に身分証明書(免許証等)を係員に提示してください。(但し、お盆・年末年始はお休みです)

※搬入できるせん定ごみとは、業者に木・枝のせん定を依頼していないもののみです。専門業者の持ち込みは出来ません。

破砕発酵物・薪の配布

せん定ごみの受け入れ日に併せて、破砕発酵物(せん定ごみを破砕・発酵させたもの)および薪(せん定ごみで幹の大きなものを切りそろえたもの)を無料で配布しています。

※在庫状況によっては、破砕・発酵物および薪の配布は行えません。あらかじめご了承ください。

せん定樹木等
搬入場所位置図



粕屋町環境美化集積所
場所:酒水園(し尿処理場)(粕屋町大字酒殿1番地1)横
搬入日時:月曜日～金曜日(祝日を除く)13:30～16:00
4月から11月の第2日曜日13:30～16:00(第2回目の日曜日を除くお盆および年末年始は搬入できません。)

犬と猫

犬を飼い始めたら！

マイクロチップについて

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。犬を家族に迎え入れた飼主は、自分の住所や氏名、電話番号を変更登録する必要があります。「環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会 犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録されている場合は、自治体窓口での登録・変更手続きは必要ありません。

登録

マイクロチップ未登録の場合は、畜犬登録の手続きをしてください。登録は、役場(道路環境整備課)で行っています。(動物病院でもできるところがあります。)登録を受けた犬は、犬の鑑札の交付を受け、その鑑札を犬につけましょう。

登録鑑札手数料
3,000円



登録の変更

マイクロチップ未登録の場合は、住所が変わった場合、新しい住所地の役所で、住所変更をする必要があります。(飼い主が変更になった場合も届出が必要です。)

狂犬病予防注射

犬は、毎年1回、狂犬病の予防注射を受ける必要があります。
注射を受けた犬は、注射済票の交付を受け、**その注射済票を犬につけましょう。**
狂犬病予防注射は、動物病院または、年1回の集合注射で行いましょう。

狂犬病予防注射
済票交付手数料
550円



動物の死体処理

道路上で死体となって放置されている動物を回収します。
中村産業 ☎938-3395
福澤商会 ☎938-1840へ連絡してください。

犬を飼うときのお願い

1. 放し飼いは福岡県条例で禁じられています。
犬は、必ずつないでおきましょう。**(散歩の時も)**
2. 毎日、散歩させましょう。
犬は適当な運動をさせないと、ストレスがたまって、気が荒くなったり、言うことをきかなくなったり、**無駄吠え**をするようになります。
3. フンは責任を持って片付けましょう。
散歩をするときは必ずビニール袋などを準備してフンを片付けましょう。
4. 首輪に犬の**注射済票**をつけましょう。

犬に関する問い合わせ
粕屋町道路環境整備課 ☎938-0198
粕屋保健福祉事務所 衛生課 ☎939-1744

〈広告〉
地域に根ざした思いやりのある動物医療を
長者原動物病院
SINCE 1974 CHOJABARU ANIMAL HOSPITAL


粕屋町長者原東1丁目12-14
長者原交差点そば
HPをご覧下さい
☎092-938-5206

文化・スポーツ・町内会

生涯学習

私たちが自分の人生を充実したものにしていくためには、生涯にわたり自らの意思で行う学習が必要となってきますが、個人の意識が物質的豊かさから精神的豊かさへと変化していることや、余暇時間の増大、価値観の多様化などにより、近年、町民の生涯学習に対する意欲が急速に高まってきています。

そこで、粕屋町では町民のニーズに応えるため、豊かで活力のあるまちづくりを目指して、人々がいつでも自由に学習の機会を選択して学ぶことができるよう、施設・設備の整備をすすめてきました。

生涯学習センター「サンレイクかすや」、総合体育館「かすやドーム」、図書館・歴史資料館「粕屋フォーラム」では、生涯学習施設の特徴を生かした、さまざまな事業やサークル活動が行われています。

粕屋町立図書館・歴史資料館（粕屋フォーラム）

問 **図書館** ☎939-4646
歴史資料館 ☎939-2984
両館共通 FAX938-0733

粕屋フォーラムは、図書館・歴史資料館の複合施設として、平成12年に開館しました。

明るい館づくりと常に新鮮な情報を提供できる館を目指し、館内をすべてバリアフリー化し、人にやさしい施設となるように心がけています。

ゆったりとした気分で読書を楽しんだり、郷土の歴史や文化に触れてみませんか。

開館時間

○図書館
10:00～18:00（金曜日は午後7時まで）
○歴史資料館
10:00～17:00

休館日

・月曜日　・月最終木曜日
・年末年始（12月28日～1月4日）
・特別整理休館日　・祝日の翌日
ただし、以下の場合は例外となります。
祝日が土曜日または日曜日と重なったときは、月曜日および火曜日
※詳しくは「町立図書館ホームページ」の「図書館カレンダー」のページをご確認ください。

駐車場（長者原駅西駐車場）の利用について

○利用料金…1時間ごとに100円（図書館・歴史資料館利用者は3時間まで無料。ただし、図書館カウンターでの手続きが必要です。一般利用者は30分まで無料。）
○割引料金…入場後、24時間までは最大で800円、24時間以降は1時間ごとに100円加算
※ただし、連続しての利用は3日間（72時間）までです。
※駐車券の紛失など利用上お困りの際は、さぽーとセンター（0120-951-365）へご連絡をお願いします。

粕屋町総合体育館（かすやドーム）

問 ☎939-5130 FAX939-5133

駕与丁公園内に位置する粕屋町総合体育館「かすやドーム」。館内には大規模な大会やイベントに対応するメインアリーナ、サブアリーナをはじめ、最新のマシンが設置されたトレーニング室、軽体操室、武道場、全天候型温水プールを備えたプールアリーナなどがあります。

各種教室等が開催され、子どもから高齢者の方、一人でも団体でも楽しくスポーツに親しめる空間です。いつでもお気軽にご利用ください。

開館時間

○体育館
平　日（火～金）　9:00～22:00
土・日・祝　9:00～20:00
○プール
平　日（火～金）　（4月～10月）　10:00～21:30
（11月～3月）　10:00～20:30
土・日・祝　10:00～19:30
※休館日
年末年始12月28日～1月4日
月曜日
注：ただし以下の場合は開館します。
月曜日が法律に規定する休日に当たるとき。

使用申請

○受付場所…粕屋町総合体育館窓口にて使用料金を添えて申請または粕屋町施設予約システムからのネット予約申請※1
○受付時間…閉館時間の30分前まで

粕屋町立生涯学習センター（サンレイクかすや）

問 ☎931-3309 FAX931-3003

粕屋町立生涯学習センターは、様々な講座、自主事業、そして多種多様な自主サークル活動が行われています。町民のあらゆるニーズに応え、いつでも学習できるような施設づくりを心がけています。

開館時間

9:00～22:00
（テニスコートは午前9時から日没まで）

休館日

・年末年始（12月28日～1月4日）
・毎月第一月曜日
・設備保守点検のため臨時休館することがあります。

使用申請

○受付場所…粕屋町立生涯学習センター窓口にて使用料金を添えて申請または粕屋町施設予約システムからのネット予約申請。※1
○受付時間…9:00～21:00

※1―粕屋町施設予約システムについて

粕屋町施設予約システムからの予約申請には、利用者登録が必要です。詳しくは、利用施設にお問い合わせください。

生涯学習情報

生涯学習に関するその他の情報につきましては、粕屋町教育委員会社会教育課までお気軽にお尋ねください。

駕与丁公園グラウンド

問 社会教育課

町民の健康づくりや生活のうるおいづくり、地域住民相互の交流など、スポーツ・レクリエーション活動の果たす役割は非常に大きくなっています。

これらのニーズを充たすために、「いつでも・どこでも・だれとでも」気軽にスポーツに親しむ機会を提供できる環境づくりを目指しています。

使用条件

町内の体育施設（粕屋町総合体育館を除く）を利用する場合は、団体登録が必要になります。

※登録条件
・粕屋町民で組織されているスポーツ団体（チームの8割以上が粕屋町民であること）
・粕屋町内の事業所の従業員で組織されているスポーツ団体（事業者の代表者で申請すること）
以上どちらかの条件を満たし、非営利目的の団体であること。
※使用時間
6:00～22:00まで（ただし、グラウンド使用料金のほかに、夜間照明代が、別途かかります。）
※その他の体育施設については社会教育課までお尋ねください。

町内会

問 地域共創課 ☎938-0173

安心・安全で、住みよい町づくりにご協力ください。

私たちの日常生活では、勤務地や家庭、学校などが中心で近所や地域社会との関係を考える機会は少ないと思います。それでも、生活していく中では、個々に取り組むには困難や限界があるため、それぞれの地域での課題が生じてきます。この地域課題を住民が共同して解決するためにあるのが住民自治組織である組合（町内会）です。

組合（町内会）はこんな活動を行っています。

情報の共有

町内の情報や、生活に欠かせない町からのお知らせを回覧板などでお知らせします。

防犯・防災活動

町内の防犯灯の設置や維持管理、いつ起きるかわからない火事や災害に備えた防災活動を行っています。

地域の仲間づくりに親睦行事

住民同士の交流として、夏祭りや運動会、敬老会を開催、又町主催の社会体育行事に参加しています。

生活環境向上のための活動

近隣の道路等を清掃する環境美化作業や不燃物置場の清掃を行っています。

※粕屋町では行政区を設置し、組合（町内会）を設けています。組合（町内会）の加入については、組合長または区長へお尋ねください。（組合長の連絡先は区長へ、また区長の連絡先は地域共創課へお問い合わせください。）

粕屋町の行政区・組合（行政区の中に組合を設けています）

令和8年4月現在

行政区名	組合名
大隈	上、中央、丸山、谷吉、門松、原
上大隈	東の1、東の2、中、西、北
江辻	東、西、南、北、宮町、雨水（あもうず）、長福寺、長福
戸原	薬師、東、南、戸原、広田、駅前、野間、草場、南二、南三、南五、南六、堀ノ内一、堀ノ内二
長戸	1、2、3、5、6A、6B、6C、7A、7B、8A、8B、9A、9B
多の津	5棟、6棟、7棟、8棟、9棟
サンライフ	A棟、B棟、C棟、D棟、E棟、F棟、G棟、H棟、I棟
内橋一	上、中、下、宮前、柚の木、鏡、東、長国
内橋二	茶屋1、茶屋2、茶屋3、茶屋4、鏡1、鏡2、鏡3、南1、南2
内橋三	東、西、坪見1、坪見2、坪見3、坪見4、坪見5
長者原上	葛葉東、葛葉西、山崎、店、昭和2、栄東、東第1
長者原中	昭和1、昭和3、緑ケ丘、栄西、仲通東、仲通西、仲通南、大道端、大道端東
長者原下	下1、下2の1、下2の2、下2の3、下2の5、下3の1、下3の2、下3の3、仲の原、屋敷前
朝日	1、2、3、5、6、7、8、9
酒殿	萱場、原の上、原の下、宮の前、紺屋城戸、奥小路、古賀園（こがんそん）、駅前、宮崎、駅南1、駅南2
甲仲原	十原、切内（きろうち）、仲通り1、仲通り2、仲通り3、仲通り4、河原（かわばる）、有崎、堤の下1、堤の下2、堤の下3
駕輿丁	東、西の1、西の2、新町
乙仲原東	川園、峰屋敷1、峰屋敷2、峰屋敷3、虹ケ丘1、虹ヶ丘2、熊崎1、熊崎2
乙仲原西	扇1、扇2、日守、吉田1、吉田2、吉田3、吉田4、四軒屋1、四軒屋2、四軒屋3
花ケ浦	1の1、1の2、2、3の1、3の2、4の1、4の2、4の3、5の1、5の2、6の1、6の2、7の1、7の2、8の1、8の2、9、10、11、12、13、14、15、16
若宮	1の東、1の西、2の1、2の2、3の南、3の北、3の西、4、5、6の1、6の2、7、8
原町	1、2、3の1、3の2、4、5、6、7、8の1、8の2、8の3、9、10、11、12、13の1、13の2、14、15、16の1、16の2、17、18
阿恵	1南、1北、2、3、4、5、6、7、8
柚須	東の1-1、東の1-2、東の1-3、東の2、東の3、東の4、東の5、東の6、東の7、東の8、東の9、東の10、東の11、仲通1、仲通2、仲通3、仲通4、西の1、西の2、西の3、竪町（たてちょう）の1、竪町の2、竪町の3、竪町の4、竪町の5、駅前1、駅前2、駅前3、駅前4

相談

○相談窓口

一人で悩まずに、お気軽にご相談ください。

相談名	所管課等	電話番号	紹介文
人権相談	地域共創課	938-0173	人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間のボランティアで、地域の中で人権尊重思想を広め、人権の侵害から皆さんたちを守ることを目指して、地域に密着した活動を行っています。家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などさまざまな人権相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。 相談日：毎月第1火曜日（原則）　開設時間：10:00～12:00 開設場所：粕屋町福祉センター
行政相談	総合政策課	938-0175	国が関わる業務に対する苦情や要望を行政相談委員がお受けします。行政サービスに関する相談や行政の仕組み、手続きに関する相談を受け付け、関係行政機関への通知などを行っています。 相談日：毎月第1火曜日（原則）　開設時間：10:00～12:00 開設場所：粕屋町福祉センター
交通事故や犯罪に関する相談	地域共創課	938-0173	交通事故や犯罪に関することのお悩みや疑問などについて、町の防犯対策官が相談に応じます。（相談無料/秘密厳守） 相談日：毎月第2・4木曜日（原則）　開設時間：10:00～12:00 開設場所：粕屋町役場
税に関する相談	税務課 住民課	938-0237 938-0215	町県民税・固定資産税・軽自動車税等町税の課税内容に関するご相談に応じます。国民健康保険税の課税内容に関しては、住民課にてご相談に応じます。 また、所得税・相続税・贈与税等（国税）に関するご相談は、直接「香椎税務署 ☎661-1031」までお願いします。
町税などの納付の相談	収納課	938-0232	町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の納税のご相談は、収納課で受け付けています。また、保育料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の料金の納付についてのご相談も一部受け付けています。
心配ごと相談	福祉課	右記参照	弁護士が無料でさまざまなご相談に応じます。利用する場合は、予約が必要ですので、下記までご連絡ください。 場所：粕屋町福祉センター　☎938-6844 相談日：毎月第1、3火曜日（いずれかが祝日の場合は、第2、4火曜日） 開設時間：10:00～12:00
高齢者相談	高齢者支援課	938-0229	高齢者のさまざまな相談（高齢者福祉や介護や健康に関する相談など）は、お気軽にご相談ください。
DV相談	地域共創課	938-0173	配偶者暴力相談支援センター　☎939-0511 配偶者や恋人などから受ける身体的、精神的、性的、経済的暴力について、ひとりで悩まず、まずご相談ください。 相談日：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 開設時間：8:30～17:15
人間関係などの相談	地域共創課	938-0173	あすばる相談ホットライン　☎584-1266 「親子・夫婦関係の悩み」「職場の人間関係」「恋人やパートナーのこと」「仕事のこと」等について、女性相談員がお話をお聴きします。 相談日：火～日曜日、月曜日（祝日のみ） 開設時間：9:00～16:30（金曜日（祝日除く）は18:00～20:30も開設）
知的障がい者相談員	福祉課	938-0278	相談員が知的障がい（児）者やそのご家族の相談に応じます。（任期2年）相談先は障がい支援係にお問合せください。
障がいに関する相談	各相談所等	右記参照	障がい者本人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のための支援を行います。 ●相談支援センター ゆい 対象者：障がい（児）者（身体障がい者、知的障がい者）本人および家族の方々 相談日・時間：月～金曜日　8:00～17:00　※土曜日、日曜日、祝日はお休みです 連絡先：（住所）　久山町大字久原1869　☎976-2377 ●指定相談支援事業所 かけはし 対象者：障がい（児）者（精神障がい者）本人および家族の方々 相談日・時間：月～金曜日　9:00～17:00、土曜日（月1回）10:00～16:00 （土曜日は来所相談のみの受け付け） 連絡先：（住所）　志免町東公園台二丁目8番5号　☎519-4340

相談名	所管課等	電話番号	紹介文
こころの相談	各相談所等	右記参照	**こころの相談** ●福岡いのちの電話 ☎741-4343　24時間年中無休 ●ふくおか自殺予防ホットライン ☎582-7400 受付時間：月～金曜日　9:00～12:00、13:00～16:00 ●粕屋保健福祉事務所 ☎939-1185 受付時間：月～金曜日　8:30～17:15 ●粕屋町役場 福祉課 ☎938-0278 受付時間：月～金曜日　8:30～17:00 **ひきこもりの方やご家族の相談先** ●粕屋保健福祉事務所 対象者：福岡県にお住まいの方やその家族（おおむね18歳以上の方） 相談方法：電話や来所等による相談（来所相談等は予約制） ☎939-1185 受付時間：月曜日から金曜日 9:00～17:15 住所：粕屋町戸原東一丁目7番26号 ●福岡県ひきこもり地域支援センター（福岡県精神保健福祉センター内） 対象者：福岡県にお住まいの方やその家族（おおむね18歳以上の方） 相談方法：電話や来所等による相談（来所相談等は予約制。継続相談の場合はオンラインでも実施） ☎582-7530 受付時間：月曜日から金曜日 9:00～17:15 住所：福岡県春日市原町三丁目1番7号 南側2階 ●粕屋町役場 福祉課 対象者：粕屋町にお住まいの方やその家族（おおむね18歳以上の方） 相談方法：電話や来所等による相談 ☎938-0278 受付時間：月曜日から金曜日 8:30～17:00 住所：粕屋町駕与丁一丁目1番1号 庁舎1階
生活相談	福祉課	938-0278	生活保護に関する相談に応じます。
母子保健相談	こども家庭センター	410-3262	妊娠期から子育て期にわたって、母子保健コーディネーター（保健師）が中心となり、妊娠・出産・育児のさまざまな疑問・悩み・相談に対応します。
発達相談			乳幼児の発達のことで心配なことや困っていることなど、様々なご相談に応じます。（予約制。相談を希望される方は、お電話でこども家庭センターに予約してください。）
健康相談	健康づくり課	938-0258	健康に関する相談を、保健師や管理栄養士がお受けします。 また、毎月1回（日程は広報かすやなどでご確認ください）、健康センターで血圧測定や尿検査を無料で行っています。
養育相談	こども家庭センター	410-2325	虐待に関する相談や虐待の通告、子どもの保護を伴う養護相談などを受け付けています。また、虐待の疑いがあるなど判断がつかない場合でも相談してください。 ●通告先（相談窓口） ・こども家庭センター　☎410-2325 ・福岡児童相談所　☎586-0023
教育相談室ぽると	学校教育課	938-0100	相談員がいじめ、子どもの悩み、学校生活での悩みごと等の相談を受け付けています。また、不登校児童生徒の通室を受け入れます。保護者からの相談も受け付けています。
消費生活相談	地域共創課	938-0173	消費者トラブルに関する苦情・相談に応じます。相談は無料です。 ●かすや中南部広域消費生活センター　☎936-1594 糟屋地区5町（粕屋町、志免町、宇美町、須恵町、篠栗町）で、消費生活についての相談を受ける施設を志免町に開設しています。 ・志免町志免中央一丁目10番10号　2階 ・月～金曜日　10:00～15:30（祝日、年末年始を除く） ＊電話でのご相談の際は、お手元に書類などを準備して連絡をお願いします。 ＊来所相談の際は、事前に電話にて必要書類の確認、相談日時の調整をしていただきましたら円滑に相談ができます。 ●福岡県消費生活センター　☎632-0999 ・福岡市博多区吉塚本町13-50　1階 ・月～金曜日　9:00～16:30、日曜日（電話相談のみ）10:00～16:00 （祝日、年末年始を除く）

● 土地の分筆・合筆の登記・測量・境界確定等
● 建物の新築・増築・改築・滅失の登記
● 建設業許可・農地転用等の許認可行政手続き

金山事務所

土地家屋調査士 行政書士 金山 台成
粕屋町仲原 2751-2
TEL.092-622-8875
FAX.092-622-8876

相続手続きお手伝いします

司法書士藤合同事務所がお手伝いできること
1．土地建物の相続登記手続き
2．法定相続情報証明に関する手続き
3．遺言書作成のお手伝い
4．預貯金等の相続手続き、等

福岡法務局粕屋出張所前
司法書士 藤 合同事務所
司法書士 藤（とう） 哲也（てつや）
福岡県司法書士会会員 登録番号 福岡第1027号
粕屋町長者原東一丁目11番30号
電話番号 938-1926

初回相談(1時間)無料
弁護士法人奔流（ほんりゅう） 粕屋オフィス
◇夜間・休日相談対応可(要予約)◇
◇出張相談対応可(高齢者、障害者の方など)◇
◇あらゆる法律問題に対応◇
交通事故、離婚、相続、遺言、多重債務、金銭トラブル、刑事事件などの相談はもちろん、消費者被害、医療過誤、建築紛争、労働問題など、あらゆる法律相談をお受けいたします。
相談予約 ☎092-719-0885
〈所在地〉糟屋郡粕屋町若宮 2丁目7番 21号
JR「原町駅」北口から徒歩 2 分・西鉄バス「原町」バス停前
〈本部所在地〉福岡市東区馬出2丁目 1 番 22 号
代表社員弁護士 池永 真由美（福岡県弁護士会所属）
弁護士法人奔流（2001 年開設）は、福岡・粕屋・宗像・朝倉の県内4カ所で、きめ細かなリーガルサービスを提供しています。
http://www.bengoshi-honryu.com/ または 奔流 で検索
LEGAL PROFESSIONAL CORPORATION HONRYU

医療法人 済世会
MEDICAL CORPORATION SAISEIKAI

精神科・心療内科・内科・歯科
河野名島病院



精神科・心療内科・内科
河野粕屋病院



受診・入院相談窓口
スタッフ募集中
入職お祝い金制度有
0120-33-2416
〈受付時間〉月曜～土曜（祝日除く）9:00～17:00
詳しくは HPをご覧下さい



地域のみなさんが、気軽に立ち寄れる法律事務所
福岡東部法律事務所

弁護士 堀 良一
弁護士 井上 滋子
弁護士 吉村 真吾
お気軽にご相談下さい！

福岡県弁護士会所属
福岡市東区香椎駅前2-15-3 稲光ビル 2F
TEL 092-662-1260
福岡東部法律事務所 検索

選挙・議会

選挙

○選挙権

選挙権がある人は、日本国民で満18歳以上の人です。粕屋町で投票できる人は、住民基本台帳に基づいて、町選挙管理委員会が作成する選挙人名簿に登録されている人です。

○選挙人名簿の登録資格

選挙人名簿に登録されるのは、その市町村に住所を持つ年齢満18歳以上の日本国民で、その住民票が作られた日(他の市町村からの転入者は転入届をした日)から引き続き3か月以上、その市町村の住民基本台帳に記録されている人です。

○登録

選挙人名簿への登録は、毎年3月、6月、9月、12月(登録月)の1日に定期的に行うとともに(定時登録)、選挙が行われる場合にも行います(選挙時登録)。

いったん登録されると抹消されない限り永久に有効なため、名簿は「永久選挙人名簿」とも呼ばれます。

○当日の投票

投票は、選挙の当日、投票所に出向いて行うのが原則です。

投票日当日に投票所に行けない人は、期日前・不在者投票制度をご利用ください。

注:入場整理券(はがき)がなくても投票することができます。

○期日前投票・不在者投票

投票日に仕事や旅行などの予定が入っていて投票に行けない人は、期日前投票をすることができます。また、仕事などで一定期間町外に滞在する場合や、すでに町から転出しているが町の選挙人名簿に登録がある場合(国政や県の選挙に限ります。)は、粕屋町へ投票用紙等を請求し、滞在先や転入した市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。

○郵便等による不在者投票

身体に一定の障がいのある人は、事前に「郵便等投票証明書」の申請を行い、交付を受けることで、郵便などにより自宅で投票ができます。この申請は、選挙の時期に限らずいつでもすることができます。

○在外投票制度

国外に住んでいる日本国民が、国外にいながら日本の国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といい、この制度による投票を「在外選挙」といいます。

在外選挙を行うためには、あらかじめ在外選挙人名簿への登録を申請し、「在外選挙人証」の交付を受ける必要があります。

議会

○会議の開催

粕屋町議会は、条例により毎年3月、6月、9月、12月の年4回開催される「定例会」と、必要に応じて開催される「臨時会」があります。会議の招集は町長が行いますが、会期(会議の期間)の決定は議会が行います。

○本会議

本会議は、議員全員が議場に集まり議案などを審議し、町の最終的な意思を決める会議です。

○委員会

委員会には、議会運営委員会と常任委員会(総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、予算決算常任委員会、議会広報常任委員会)があります。

議会運営委員会は、議長の諮問や議会の円滑な運営を行うために置かれています。

常任委員会のうち、総務建設常任委員会と文教厚生常任委員会は、議会の本会議で審議する案件の予備審査を行うための機関で、町の業務に合わせ所管事項を決めて専門的に審査します。予算決算常任委員会は、町の予算や決算をはじめ、財政に関する議案について専門的な審査を行います。議会広報常任委員会は、議会だより、ホームページ、SNSなどによる情報発信、町民との意見交換など、議会の広報広聴活動を行います。

○議員定数

条例定数　16人　　現員数　16人

任期は4年です。